

秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン

〔平成 20 年 9 月 2 日
カウンターインテリジェンス
推進会議承認〕

I 趣旨

「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定。以下「基本方針」という。）第2部I3（1）の秘密取扱者適格性確認制度の実施に当たっては、基本方針第2部I3（1）に定めるところによるほか、このガイドラインによるものとする。

II クリアランス手続

1 [REDACTED] 調査

(1) 人事管理情報等による調査

機密性 2 情報

[Redacted text block]

(2) [Redacted] 調査票による調査

[Redacted text block]

2 [Redacted] 調査

[Redacted text block]

Ⅲ 適格性の確認

1 適格性の確認

適格性の確認は、Ⅱ 1 及び 2 [Redacted]

機密性 2 情報

██████████による調査の結果を基に、別添 2 「適格性の有無の判断基準」を参考にしつつ、調査対象者の適格性の有無を総合的に判断した結果に基づいて、これを行う。

2 仮の確認

██████████
██████████
██████████
██████████

IV 再確認及び指導

1 再確認

██████████
██████████
██████████
██████████

2 指導

██████████
██████████
██████████
██████████
██████████

V 適格性の見直し等

1 臨時の見直し

██████████
██████████
██████████

2 定期的な見直し

██████████
██████████
██████████

3 秘密取扱いの再開

適格性の確認を受けた者が特別管理秘密を取り扱わないこととなった後に再び当該者に特別管理秘密を取り扱わせようとする場合において、当該取扱いの再開の時期が直近の適格性の確認から██████████であるときは、当該確認に基づいて特別管理秘密を取り扱わせることができる。

VI 雑則

1 センターへの通知

各行政機関は、基本方針第 3 部 2 (8) の支援の円滑な実施に資するため、基本方針第 2 部 I 3 (1) エ(ア)による指定 (以下単に「指定」という。) がなされたときは、指定を受けた者の所属及び官職をセンターに通知する。指定の取消し及び変更があった

ときも同様とする。

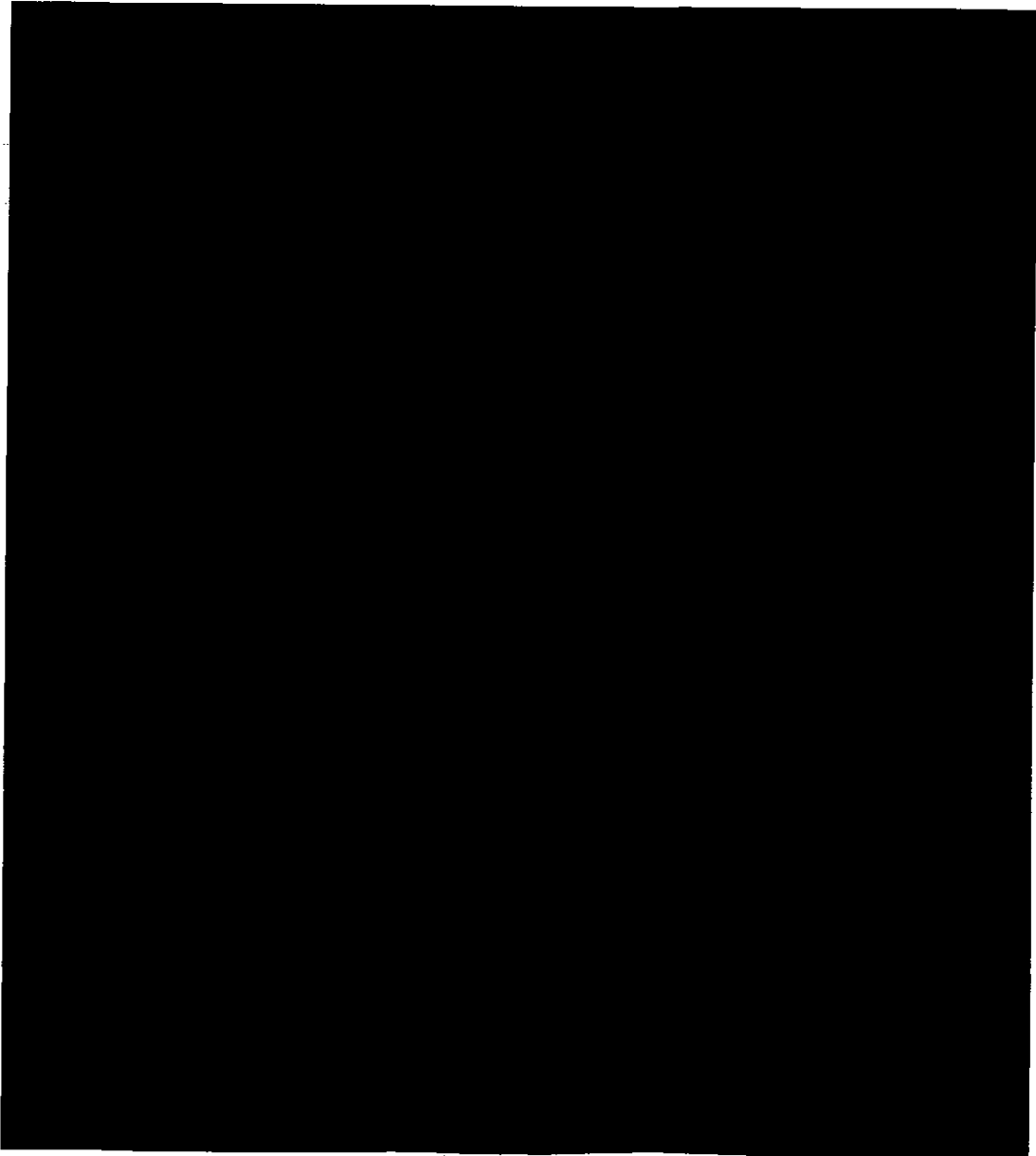
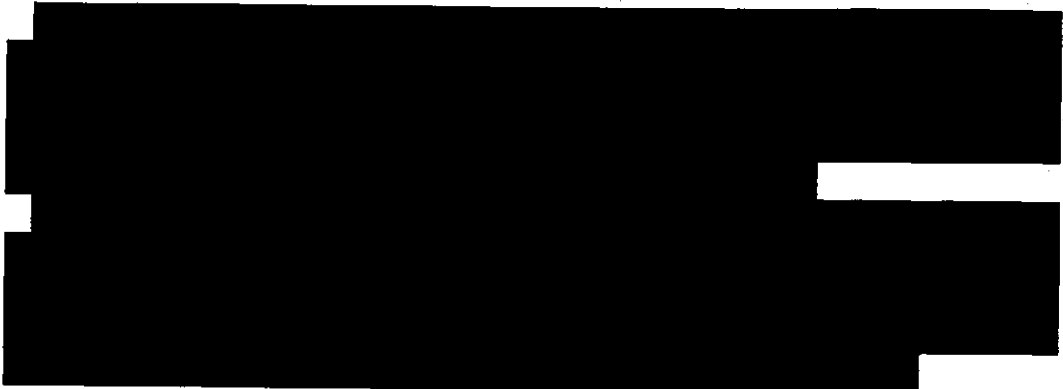
2 情報の管理

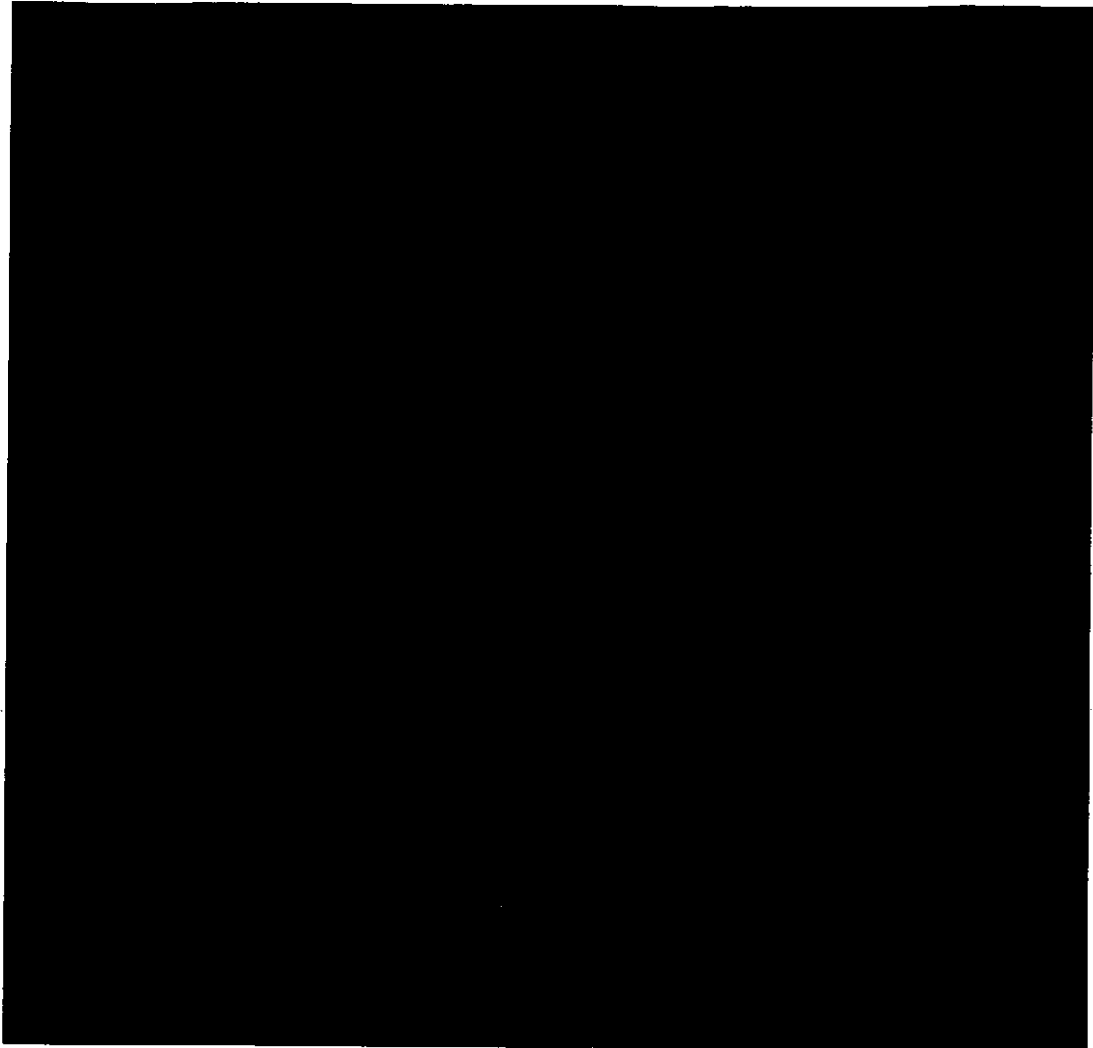
各行政機関は、適格性の確認の過程で得られた調査対象者の情報を、原則として、適格性の確認の後（適格性を否定し、又はクリアランス手続を中断した場合は、当該否定又は中断の後） 保存するものとし、また、これらの情報の利用、保存その他の取扱いに当たっては、これらの情報が、正当な理由なく、適格性の確認又はクリアランス手続を行う者以外の者に知られることがないよう適切に管理する。

3 出向者等の取扱い

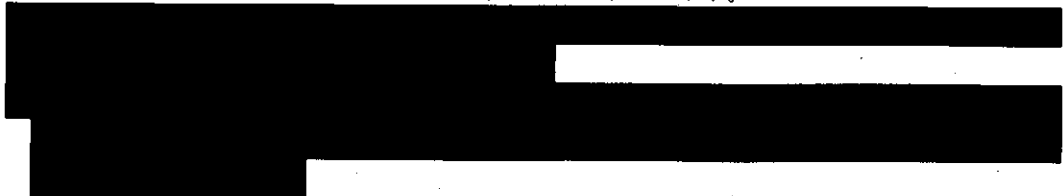
出向により受け入れた他の行政機関に所属していた者又は併任した他の行政機関に所属する者に特別管理秘密に当たる秘密を取り扱わせようとするときは、出向を受け入れ、又は併任をした行政機関（以下「出向先行政機関等」という。）が適格性の確認を行う。ただし、出向により受け入れた者が出向前に所属していた行政機関又は併任した者が併任前から所属していた行政機関（以下「出向元行政機関等」という。）が行った当該者に係る適格性の確認が出向先行政機関等が行う適格性の確認に相当すると当該出向先行政機関が認めるときは、適格性を確認したものとして取り扱うことができる。この場合においては、当該出向元行政機関等が適格性を確認した時に、当該出向先行政機関等が適格性を確認したものとみなして、V 2 及び 3 を適用する。また、出向又は併任に係る者の適格性の確認に関し、出向元行政機関等と出向先行政機関等は、相互に情報の提供その他必要な協力を行う。

調査票 (例)





注2 「特別管理秘密」とは、各行政機関が保有する国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、公になっていないもののうち、特に秘匿することが必要なものとして当該機関の長が指定したものをいい、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」に基づき、特別な管理を行うこととされています。



※ 【 】内の文言は、配付先に応じて適宜削除して使用する。
※ 各行政機関の判断により、調査内容の同一性を損なわない範囲内において、適宜修正して使用することができる。

適格性の有無の判断基準

1 趣旨

この判断基準は、カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針（平成 19 年 8 月 9 日カウンターインテリジェンス推進会議決定）第 2 部 I 3. (1) ア(7)の適格性（以下「適格性」という。）の確認に関し、各行政機関における判断の統一性を確保するとともに、その効率的な実施を図るため、秘密取扱者適格性確認制度の実施に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）Ⅲ 1 の適格性の有無の判断に当たって参考とすべき基準を定めるものとする。

2 適格性の有無の判断に関する準則

(1) 総合的判断

適格性の有無の判断は、ガイドラインⅡ 1 及び 2 による調査の結果を基に、(2)に掲げる評価の視点及び 3 に掲げる考慮事項の例を踏まえて、調査対象者に係る個別具体的な事情を十分に考慮した上で、総合的に行うものとする。

(2) 評価の視点

[Redacted text block]

(3) 適格性を否定されたことがある者の取扱い

[Redacted text block]

3 考慮事項の例

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block 1]

[Redacted text block 2]

[Redacted text block 3]

[Redacted text block 4]

[Redacted text block 5]

機密性 2 情報

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

機密性 2 情報

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

機密性 2 情報

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]